

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第26号（平成19年7月30日）

宮城県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、
宮城県後期高齢者医療広域連合議会に事務局を置く。

（委任）

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。